

(仮称)指宿市男女共同参画推進条例(案)に対する
ご意見等とそれに対する市の考え方

No	ページ・ 該当箇所	意見等の概要 (※)	意見等に対する市の考え方
1	全体	<p>男女共同参画の推進は全国自治体共通の課題ではありますが、課題の強弱・濃淡は自治体ごとに異なると思われる。</p> <p>一方、国の基本法では市町村にその制定の努力規定を定めてはいますが義務付けはなく、本条例は指宿市の地域課題に対応するために市が独自の判断で制定するいわゆる「自主条例」といえる。</p> <p>そこで本条例をせっかく制定するに当たっては、指宿市が男女共同参画において従来から抱えている最も困難と思われる事項、例えば、前文にもありますが第3条(1)男女互いの人権の尊重や(2)固定的な役割分担意識の打破、(3)意思決定への更なる女性の参画などにもっと力点を置いたものにする必要があるかと思う。</p> <p>ついては、男女共同参画において指宿市で最も努力が必要と思われる課題とそれを解決するための方策について、お示しいたきたい。</p>	<p>本市の課題については、前文に掲げたとおりであり、最も努力すべきものとしては、過去のアンケートの結果などから地域社会における性別役割分担意識の根深さであると考えます。</p> <p>その解決に向けた方策等については、「第3次指宿市男女共同参画基本計画」12～13ページをご参照ください。</p>
2	全体	<p>このページのこの条項について、ということではなく、当条例(案)の全体的なことについて意見を申したい。</p> <p>条例案は良い内容であると思う。理念は素晴らしいものである。ただ、実現する気があるのかどうかである。</p> <p>まずは、それが実現するように、市をはじめとする行政機関の内部がどうなのか。行政機関で働いている人たちはどうなのか。昇進や働き方の平等性はどうなのか、それを目に見える形で男女共同参画社会を実現して欲しい。まずは行政が平等の姿を見せていただきたい。そうすると、それが、学校、企業、市民に広がっていく。まずは、市の姿勢を明確に見せていただくことが第一である。行政内の意識改革はすぐにとりかかることができる。指宿市における男女共同社</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>制定される条例に基づいて、引き続き、基本計画の取組が実践されるよう努めてまいります。</p>

		会は、心からの願いである。次の世代の人たちが幸せに暮らせるように、ぜひ、本気で条例を実施していただきたい。	
3	P 1～3 第1条～ 第7条	第1章総則の中の「男女が」という文言について、例えば、第2条(1)中の始まりの文言「男女が」を読んだときに、「自分はこの条例の対象外だ」と感じる人がいるかもしれない、ということ想定する必要があるのではないかと思った。鹿児島県が男女共同参画推進条例を制定したのはH13(2001年)12月だが、それ以降、社会で「多様な性のあり方」に対する理解と認識が広まってきた。これから条例を制定する指宿市では、この文言を例えば「性別に関わりなく全ての人が」など、「だれ一人取り残さないぞ!」という指宿市や指宿市長の決意があらわれるような文言にしたらいのではないかと思う。ご検討いただきたい。	近年、多様な性のあり方について社会的な理解と認知が高まっています。 一方、男女共同参画基本法や鹿児島県男女共同参画推進条例は、「性別」に関わる差別や偏見を解消し、男女が対等に協力できる社会を目指すものであり、その趣旨から「男女」という用語が使用されていることから、原案のとおりといたします。なお、県では、平成14(2001)年1月1日に鹿児島県男女共同参画推進条例が施行され、直近では平成31(2019)年4月1日に改訂されています。
4	P 1 第2条 第1号	「(1)」は「一」としたらどうか。	本市の条例、規則等は左横書きであることから、固有名詞、熟語等の一部を構成する漢数字以外の数を表す文字にアラビア数字を用いるため、原案のとおりといたします。
5	P 2 第3条 第4号	「家族を構成する男女が・・・」とある条文は、パートナーシップ宣誓制度を県内いち早く取り入れた自治体である指宿市が、家族を男女と限定しており、矛盾すると思われる。 (3)にならい、「男女が家族の対等な構成員として」とすればややニュアンスも和らぐが、(4)の条文は、宣誓者も市民であることを前提にして、他の自治体とは異なる表現でなければならないと思う。	男女共同参画基本法や鹿児島県男女共同参画推進条例は、「性別」に関わる差別や偏見を解消し、男女が対等に協力できる社会を目指すものであり、その趣旨から「男女」という用語が使用されていることから、原案のとおりといたします。
6	P 3～4 第10条 第3項・ 第4項	第3章男女共同参画の推進に関する基本的施策を変更する場合、3と4に「計画を定めようとするときは・・・」とありますが、定めた計画を変更することを想定すると、この後に「又は変更しようとするとき」「又は変更したとき」を加えておいた方がよいのではないと思った。	第10条第5項に、基本計画の変更について準用する旨を定めているため、原案のとおりといたします。

7	P 3～4 第10条～ 第18条	第3章男女共同参画の推進に関する基本的施策の主語について、第10条～第18条までのすべての条目の主語が「市は」となっている。すでにこの条例を制定している近隣のいくつかの自治体と、今年4月に制定したいちき串木野市の条例を見てみると、(基本計画)第10条の主語は、共通して「市長は」となっている。基本計画は、自治体の長である市長が先頭に立って政策するものである(実際に調査や原案を作成するのは市役所の担当部署だと思いますが)、ということを明確に示すために、せめて第10条の主語は「市長は」の方が良いのではないかと思った。ご検討いただきたい。なお、指宿市では主語をすべて「市は」にした理由があると思うが、それも公表の際に教えていただけたらありがたい。	「市は」と「市長は」の使い分けについては、同じ意味の主語が混同していると捉えられる可能性があることから、できる限り分かりやすい表現となるよう、本条例案は「市は」で統一しております。しかしながら、ご意見を踏まえ、再度検討した結果、男女共同参画基本法及び鹿児島県男女共同参画推進条例にのっとり、それぞれの役割と責任範囲を明確に示すため、主語の一部を修正いたします。
8	P 4 第13条・ 第14条	第13条と第14条を第18条の直前に移動したらどうか。これにより、いずれも市が市民等と直接コンタクトを持つ条項がひとまとまりになり、理解しやすくなると思う。	第13条から第18条については、男女共同参画について「推進」、「評価・報告」、「対応」の流れで定めていることから、原案のとおりといたします。
9	P 4 第15条	「防災分野」について、確かに東日本大震災等においては女性への配慮・参画が十分に図れなかったと言われておりますが、本条例ではなぜここで防災分野(だけ)を取り上げているのか、その理由をお示しいただきたい。	東日本大震災以降、幾多の災害による、避難所開設については、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じております。これに伴い、国・県から、男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営への配慮が求められているところです。本市においても台風接近による避難所の開設が多いことから、特に記述すべきとしたものです。
10	P 4 第17条	年次報告は、その年の出来事を取りまとめるものであることから、「第1章総則」の最後、すなわち第7条の後に移動した方が良いと思う。	当該規定による年次報告は、指宿市男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施状況に関し、年次報告を行う趣旨の定めであるため、「第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策」に構成しております。しかしながら、上記趣旨が明確に示されていないことから、基本計画に基づいた施策の実施状況に関し、年次報告をする旨に修正いたします。

11	P 5 第19条 第2項 第1号	「基本事項」とは何ですか、お示しいただきたい。	「基本計画」の誤りですので、修正いたします。
12	P 5 第19条 第2項 第3号	「・・・認める事項」は、第19条第2項第2号に倣って「・・・認める事項を調査審議すること。」としたらどうか。	当該規定は調査審議によるものだけでなく、施策の立案や効果検証等の多岐にわたる業務を含んでいるため、原案のとおりといたします。
13	P 5 第19条 第3項	第19条第3項を同条第2項第2号の後に続けたらどうか。	当該規定は、審議会の事務そのものではないため、原案のとおりといたします。
14	P 6 第25条	物事を「人」が決めるようにもとれ、表現が不十分のように感じる。「・・・事項は、別途定める規則による。」などとしたらどうか。	当該規定は、行政の柔軟性と迅速な対応のために設けられており、懸念される恣意的な運用等については、本条例案に定める審議会により、一定のチェック機能も期待できるため、原案のとおりといたします。

※頂いたご意見は、内容を損なわないよう一部要約しております。